

身体拘束に関する指針

1. 身体拘束に関する基本的な考え方

社会福祉法人育心会が運営する全施設において、全職員が身体拘束適正化に向けた適切な意識を持ち、利用者の尊厳と主体性を尊重するとともに、拘束を安易に正当化することなく身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束をしないサービス提供の実現に向けて本指針を策定する。

2. 身体拘束の禁止

当法人が運営する全施設において、原則として利用者に対する身体拘束及びその他の行動制限を禁止する。

3. 身体拘束を行う場合

本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時的の3要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明同意を得て行います。

- ① 身体拘束を行った場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- ② 身体拘束を行った場合は、経過観察を頻繁に行うとともに、経過情報の共有化を的確に行う。
- ③ 身体拘束を行った場合は、その必要が無くなった際には、速やかに身体拘束を解除する。
- ④ 夜間等家族への説明同意が得られない場合は、速やかに家族に連絡を取り必要な報告・説明を行い、事後であっても同意を得る。

4. 委員会の設置

身体拘束及びその他の行動制限等の適正化に向けて、法人内各施設に「身体拘束適正化委員会」を設置する。

- ① 身体拘束適正化委員会の役割
 - ・身体拘束等の現状把握及び改善についての検討
 - ・身体拘束の適正化に関する指針・マニュアル等の立案及び整備
 - ・やむを得ず身体拘束を行った場合の手続き等が適切に行われたかの確認
 - ・やむを得ず身体拘束を行った場合の解除の検討
 - ・身体拘束の適正化に関する施設内職員への教育

- ・記録・経過報告等、施設内全職員への周知徹底
 - ・その他身体拘束適正化に関する事項
- ② 身体拘束適正化委員会の構成員
- 身体拘束適正化委員会の構成員は次とする。
- ・各施設運営責任者
 - ・各施設サービス課責任者
 - ・その他必要に応じて運営責任者が指名する職員
- ③ 身体拘束適正化委員会の開催
- 身体拘束適正化委員会は、定期的を開催する。また、必要に応じて随時開催する。

5. 職員研修に関する基本方針

サービス提供に携わる全ての職員に対して、身体拘束の適正化及び利用者の尊厳と主体性の尊重を徹底するための研修を定期的実施する。

- ・定期的な研修の実施
- ・新採用職員に対する研修の実施
- ・その他必要な教育・情報提供・意識統一等の実施

6. 当指針の閲覧について

当指針は、利用者及び家族等がいつでも施設内にて閲覧できるようにするとともに、ホームページ上に公表します。

付則

令和3年10月1日より施行する。

令和6年 4月1日より施行する。